

【研究論文】

あらゆる子どもの教育権

— NPO と夜間中学の取り組み —

川村千鶴子

要 旨

本稿の目的は、日本における外国籍児童・生徒の不就学・不登校の実態を明らかにし、いかにして格差の分断を防ぎ、公正で平等な学習権を保障することができるかを考察することにある。不就学・不登校の実態は、不可視的になっていることが多い。大学入学希望者は全入時代とも言われながら、日本における非識字者を含む義務教育未修了者の数は、一説には百数十万人に及ぶという。貧富の格差、学歴の格差、エスニシティ・グループの格差、世代間格差などによる社会の分断は深刻である。あらゆる人びとの学習権の保障とキャリア形成支援が必要となる。行政の責任は重く、どのようなシステムを構築するのか。NPO・NGO 団体と夜間中学校の取り組みを通して検証する。

キーワード

社会の分断, 教育権, 夜間中学, キャリア形成, 居場所づくり

ABSTRACT

This paper is written to reveal the true picture of children of foreign nationals in Japan not enrolled in or truant from school, and to study how to prevent divisions caused by social disparities as well as to ensure the children's fair and equal right to education. The reality of not enrolling and truancy is often invisible. While it is said that this is the era in which university places outnumber university applicants, one theory states that the number of illiterates has risen to well over a million.

The social divisions caused by gaps between rich and poor, varied academic backgrounds, ethnic groups, and different generations is a serious issue.

It is necessary to ensure the right to education for every kind of person and to support their career forming. The government bears a heavy responsibility. What kind of system should be developed? This paper examines these issues through efforts by night-time middle schools as well as by NPO and NGO organizations.

KEYWORDS

social disparities, the right to education, night-time middle schools, career forming, place-making

はじめに

グローバル化による日本社会の多文化化・多国籍化は一見するとモノにあふれ、交流豊かな社会に映る。だが、学歴格差による社会の分断は、人びとの目に見えないところで進んでいるのではないだろうか。とりわけ外国系の子どもの教育とキャリア形成においては決して平等で公正な社会ではない。生活言語が話せても学習言語を獲得できず、授業についていけずに不登校になる外国系児童・生徒の増加は90年代から顕在化していた。不登校とは、学籍があるが、学校に通学しない状況であり、不就学とは、学齢期にありながら学籍をもっていない場合を指している。移動の時期や家庭の収入、親の国籍や学歴、職業は、次世代にどのような影響を与えているのだろう。

筆者は、80年代から外国人が集住する地域社会でのインタビュー調査を重ねてきた。現場の教師やNGO関係者は、不登校や不就学の子どもの親は、長時間労働で経済的に困窮し、滞在予定が不確定なことを多いと指摘している。子どもたちは、将来への疑問や不安を抱えており、アイデンティティは揺らいでいる。基礎教育は、アイデンティティと密接な関係があり、市民として社会生活を送る上に必要不可欠であることは言うまでもない。読み書きの基本は、人生におけるキャリア形成への土台でもある。しかし越境する親の多くは、生活基盤の確立に時間を消費し、子どもの教育を中心に考える余裕がない。母国に貢献するエリート人材になるよう期待する親もいれば、中学を卒業後は働いて欲しいと考える親もいる。子どもは新しい環境の適応を余議なくされ、さらに親の意向に振り回される傾向にあるという。

宮島喬(2012)は、教育委員会・学校が最初から責任をもって就学をうながし、見守り、「案内」からその反応の有無のフォローへ、と確実に追跡を行なうためにも、外国人の就学の義務化が行なわれるべきと指摘している。

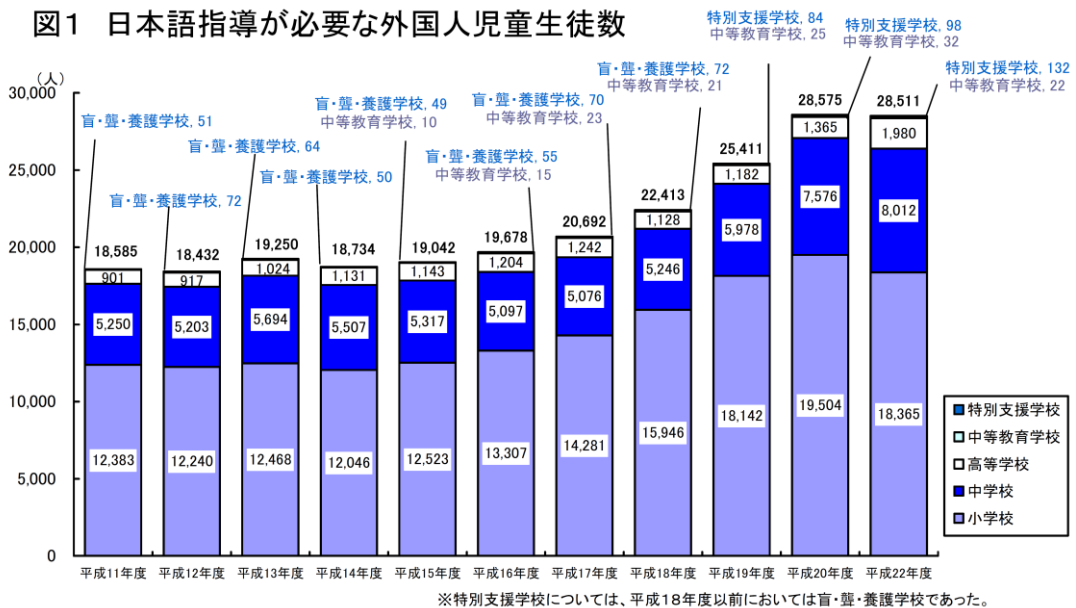
筆者も、外国籍児童・生徒は公教育を受ける権利があり、基礎教育は日本社会と保護者の義務であると考えてきた。但し外国籍児童・生徒の就学義務の適用は、必ずしも日本の公教育の義務化というわけではない。私立学校やエスニック・スクールの選択もある。また公教育の内実が問われていることもある。

本稿は、社会の分断を防ぐためにも、不就学や不登校の実態を分析し、国籍や民族、年齢に関わらず、だれもが基礎教育を受けられる社会の構築を議論する。多元価値社会にあって、移民や難民の子弟の多くが、日本に定住し日本の将来を支える人財、あるいは市民となり、帰国する場合は、両国の懸け橋となって活躍を期待できると考えるからである。

1. 外国系児童・生徒の増加と教育の現場

2011（平成23）年末の外国人登録者数は、207万8,508人で、2010年末に比べ2.6%減少しているが、10年前の2001年末に比べ約1.2倍の増加となっており、長期的には増加傾向にある（法務省入国管理局2013）。在留資格に「移民」という項目はなく、戦後、日本は一貫して「移民」を受け入れてこなかったが、外国籍住民の定住化が顕著となり、家族の呼び寄せや、日本で生まれる子どもも増加している。そのため外国人集住都市では、外国にルーツをもつ子どもたちの教育を最重要課題と捉え、取り組んできた。

図1 日本語指導が必要な外国人児童生徒数



【図1：日本語指導の必要な外国籍児童・生徒数の推移】（出典：文部科学省HP2012「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成22年度）」の結果について）

図1は、文部科学省の調査による日本語指導の必要な外国籍児童・生徒数の推移である。近年は増加傾向にあったが、2010（平成22）年度以降は減少している。2008（平成20）年、公立の小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒のうち、日本語指導が必要な者は約29,000人とされ、調査開始以来最多となり、平成20年度調査から若干減少しているものの、ほぼ横ばいである。ポルトガル語を母語とする者が最も多く、全体の3割を占め、中国語、フィリピン語、スペイン語の4言語で全体の8割を占める。

筆者は、東京で開催された「外国人集住都市会議東京2012」（2012年11月12日）を傍聴した。世界的な経済危機と東日本大震災後の複合的困難を抱え、外国人集住都市でも雇用・就業環境の悪化や家計所得の低下による不安定な外国系家族の問題が深刻化している。29の集住

都市は、子どもたちの学習支援と日本語教育において精力的に取り組んできた^①。長野・岐阜・愛知ブロックで行った「平成24年度3月に中学校を卒業した外国人生徒の進路等調査」における美濃加茂市と集住都市会議全体の調査結果では、在籍5年以上の生徒の「授業理解に必要な日本語能力の程度」を比較している。通常の授業において教科の学習が理解できる生徒の割合は全体よりも高く、「日常会話不可」の生徒と「学習用語表現不可」の生徒の割合は全体よりも低くなっている。初期指導からポルトガル語、タガログ語、中国語、英語を話せる支援員を配置し、段階的指導を行った成果は、当市の外国人生徒の高等学校への進学率にも表れている。2011（平成23）年度の高校への外国籍児童・生徒進学率は92.6%、2012（平成24）年度は74.2%となり、昨年よりも低くなったと語った。

美濃加茂市^②は、問題点として以下の3点を指摘したのは印象的であった。

第1に支援員の数が不足しているということである。市内すべての小中学校に外国人児童生徒が在籍しているが、全体の4分の1の学校には、母語で対応できる支援員を配置できずにいる。子どもたちが母語による支援員の助けを必要とするときでも、支援員が寄り添えない状況にある^③。不就学をなくす事業は、支援員の数に限界があり、「待機」という苦渋の選択をとったという。

第2点は支援員という身分に起因する問題である。

支援員は臨時職員であり、1日数時間と就業時間が制限され、超過勤務手当がない。そのため、臨時職員は夜間の生徒指導のための家庭訪問や保護者会においては支援ができない。教師と保護者が子どものことを真剣に話し合う場において、支援員が不在となるという。

第3点に支援員の専門性の問題が指摘された。言語だけでなく専門的知識を必要とする難しい事例が増加している。小学校中学年以降の年齢になってから日本に呼び寄せられ、親との意思疎通ができない子どもたちもいる。また発達障害が疑われる子どもへの対応は、支援員だけでは難しい。支援員は学内で必死になって努力し、その成果はでていないものの、多岐に亘る問題に同時に対応できない。

美濃加茂市長は、外国籍と日本の児童・生徒が協力して生きていけるよう、国や県からの支援員の配置に関する財政的な支援の継続、及び地方の実態と将来を見据えた、学校と子どもたちに必要な施策と国の支援を要望している。

浜松市のように「不就学ゼロ」を目標に掲げ、地域全体で不就学児を探し出し、問題の解決に向けようと長期に努力している自治体もある。浜松市では推定不就学（就学年齢の外国人登録者から「公立校在籍者」と「外国人学校在籍者」を差し引いた値）を抽出し、彼らに調査訪問を進めることで「実質不就学」を抽出している。個別面談により、不就学の理由を分析し、支援を行う。公立学校あるいは外国人学校に通学出来るようにきめ細やかな支援を行っている。

可児市でも同様の取り組みを進めており、市民課と連携して郵送による確認調査や、家庭訪問・就学相談を実施することにより、不就学が極めて少なくなった、という報告^④があった。

増加する外国籍児童・生徒の教育ニーズに応えるために、日本にはすでに200校以上の外国

人学校^⑤（エスニック・スクール）がある。授業料が高額な上に、正式な「学校」としては認可されていない^⑥ものの、多国籍・多文化を背景にもつ子どもたちに独自のカリキュラムで指導している。ブラジル学校、アメリジアンスクール、インド学校、中華、朝鮮・韓国、ドイツ、フランスなど多様なエスニック・スクールがある。多くが「一条校」として認められておらず、各種学校認可しか取得することができない。殆どの南米系学校が各種学校の認可すら与えられておらず、厳しい経営を強いられ廃校するケースもあった。日本政府は、こうした事情を考慮し、外国人学校を日本の学校と同等に扱うように法的地位の向上を諮ってきた。学力向上といじめの対応などの課題は、外国人児童・生徒だけの課題ではない。あらゆる子どもの教育に関する問題である。

2013年、文部科学省は、子どもの学力向上に力点をおき、教員OBなどを「学校サポーター」として小中学校に派遣し、放課後の補習や教員の指導に当たってもらうことを決めた（NHK、2013年1月30日）。厳しい財政状況にあって、教員の大幅増員ではなく、教員OBや保護者、教員を目指す学生などを「学校サポーター」として小中学校に派遣することを決定した。文部科学省は、2013年度の予算案に経費28億円を盛り込み、全国の小中学校に約7,000人の「学校サポーター」を配置することになっているという。筆者は、こうした取り組みは不登校・不就学を減らす上にも効を奏すと期待する。中学1年生が小学校との環境の変化に適応できずにいる時、若い「学校サポーター」が学習の補助や話し相手になってもらうことができるのではないだろうか。また教員を目指す学生にとって日本社会の実態を学ぶ貴重な体験になるに違いない。このような年齢や立場を超えたトランスナショナルなシステムが構築されることは、教育の本質を考える上にも、グローバル人材の育成の上にも極めて重要と思われる。

2. 東京都の外国系児童・生徒と不登校の事例

東京都の場合は、外国籍住民が約190カ国の多国籍であり、言語的には約40言語の母国語が話されていると想定される。国連による「子どもの権利条約」^⑦では、子どもは一般的な教養を高め、機会均等の原則に基づいて、能力、判断力並びに道徳的及び社会的責任感を発達させ、社会の有用な一員となりうるような教育を与えられなければならないと謳っている。日本語教育さえ充実すれば良いというわけではなく、それぞれの母語と母文化を学べる教室を用意する必要が出てくる。また、何歳で来日したのか、その年齢にも関わっている。以下は、都心における不就学の子どもの事例である。

【事例1:1年半を棒に振られたインド人青年;父子家庭の例】

インド人調理師Pさんは7、8年前から日本で働いていたが「家族全員は無理でも、せめて長男だけは一緒に暮らしたい」と、当時中学2年生だったS君を2011年の夏に呼び寄せ

た。その後1年半近くS君はずっと不就学であった。S君は、靖国通りに面したアパートに住み、インド映画のDVDを見たり、公園を散歩したりする毎日で、父の帰宅はいつも深夜だった。「日本語の勉強はしているか」と父もつい口うるさく言ってしまうが、S君はインドで買った日本語のテキストを時々開く程度だ。「早く学校に行かせなければ」と父も焦っていたが、日本の教育の仕組みがよく分からなかった。民間の日本語教室に通わせたこともあったが、学費が高く、3カ月で親の方が音を上げてしまった。

父子が初めて区教育委員会を訪れたのは2012年5月だった。学校運営課の窓口の担当者が中学校の地図をくれたが、それは他区にある夜間中学の案内図だった。義務教育年齢^⑥を過ぎないと、夜間中学には入学できないという事情もよく分からないまま、父子は夜間中学に出向いた。夜間中学の教諭は「学校に通わせたい」という父親の希望を聞き、NPO「みんなのおうち」のKさんに連絡し、再び区教委に向かった。【中略】

一連のやりとりについて、区教委学校運営課長は「担当者は夜間中学という選択肢もあることを示したつもりだったが、対応が十分ではなかった」と話す。

同課と話し合い、S君は7月から、自宅に近い区立中学校への入学が決まった。父に「学校行けるぞ」と言われ、S君は「緊張するな～」と言いつつ、小さくほほえんだ。(朝日新聞、2012年7月11日朝刊、19頁概要)

【事例2:いじめで不登校になった例 (朝日新聞 2012年7月14日朝刊)】

東京都立の単位制高校1年生のFさんは、外国人の子どもの学習支援をするNGO「世界の子どもと手をつなぐ学生の会 (CCS)」の新宿教室で学校のことを楽しそうに話した。小学校ではいじめられ、低学年の頃、担任の女性教諭に「かけ算がわからない」と言うと「ガイジンだからできない」と、教えてもらえなかった。体育で二重跳びができないと、級友から「ガイジンだから」とばかにされた。いじめがイヤで不登校となる。

しかし、今通う単位制高校には、中学校でつまづいた子が少なくない。同級生たちは、自分もつらい経験をしてきたせいか、Fさんをありのまま受け入れてくれた。美術系の大学に進学してデザイナーになるという夢も生まれた。

【事例3:「中国は嫌」といういじめを受けた例 (朝日新聞 2012年7月18日朝刊)】

中学校に通うEさん(13)とMさん(14)。両者とも日本生まれで、Eさんの父は中国人、母は中国人と日本人の親を持つ。Mさんは、父が日本人で母が中国人の親を持つ。2人が小学生だった4年前、中国製冷凍ギョーザの中毒事件を、先生が総合学習の授業で取り上げた。ある男子がEさんの前でわざと「ほんと俺、中国嫌いだわ」と言った。周囲は同調して「俺も、俺も」となった。誰かが中国を悪く言い始めると、火がついたように盛り上がるのが日常となった。2人の通う中学校には中国やフィリピン、韓国などにルーツのある子がクラスに数人ずついる。Mさんは、中国の悪口を言われて落ち込んだ時は、そういう子に不満を聞

いてもらう。それぞれ似たような経験をしているから、「それ、わかるよ」と言ってくれる。
「共感してくれる人がいるから救われる。日本の友人も普通にいるけど、外国ルーツの子の方が多いかな」。Eさんも「すごく仲良くなるのは外国ルーツの子が多い気がする」。「歴史の授業で中国が出てきたらどうなるか。想像はついているよ。」2人はため息をついた。

このように、いじめによる不登校の例は多い。夜間や休日に働く親が多く、子どもの勉強を見る余裕はない。父子家庭、母子家庭も多く、不安定な親の就労形態、日本語能力の不足、複雑な家庭環境など、さまざまな要因が多文化の子どもたちの学習を困難にしている。事例にあったように「外国籍の子は就学の義務がない」と放置し、無関心であってはならない。

事例2にあったNGO「世界の子どもと手をつなぐ学生の会（CCS）」は、大学生のボランティアによる学習支援であり、大学生は地域の外国人や難民の子どもたちを主体的に支援したいと思っている。筆者の担当する「多文化社会」「特殊講義：移民政策」「異文化間交流」を受講する学生は、大学がどのようにして支援をできるのか、大学内で支援の場の創造に興味を寄せている。

学生が主体的に地域の不就学・不登校の問題に取り組むことによって、学生が世界を読み解く力を獲得できる。かつては国際人の育成は、海外に留学することに主眼が置かれた。しかし、今やローカルな実践とグローバル教育とが、両輪となってグローバル人材の育成を後押ししてくれるのである。

3. 新宿区の取り組み

新宿区の外国人比率の増加率は高く、2013年1月1日現在、119か国（無国籍を含む）の33,574人の外国籍住民が暮らしており、約9人に1人が外国人となっている。忘れてならないことは、日本国籍を持ちながら外国にルーツをもつ子どもが増加していることである。

筆者の90年代の調査では、新宿区の小学校・中学校は、国籍や在留資格に関わらず、年齢に達している児童・生徒を差別なく受け入れてきた。親の離婚に翻弄される子どもも増加し、現場の教師は、一人ひとりの家庭の事情に寄り添って相談に乗りながら、不登校・不就学・いじめ・超過滞在者の問題を放置すれば、そのツケが必ずや顕在化することを痛感してきた。

新宿区は、中国語・韓国語・英語、ルビ付き日本語の4か国語で生活習慣やマナーなどの情報も提供し、母語が話せる指導員を小学校や中学校に派遣し、日本語の初期指導も進めている。

新宿区教育ビジョンでは、「時代の変化に応じた、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現」を柱に「支援を必要とする子どもに応じた教育の推進」を課題と位置づけ、「外国籍等の子どもへの日本語サポート体制の充実」を掲げている。具体的には日本語・教科学習支援として、

- (1) 保育園児、子ども園児等への日本語サポート（年間40時間以内）

(2) 幼稚園児と小中学生への日本語サポート指導

①集中指導(30時間)…対象:小中学生、②学校と園におけるサポート指導、③日本語学習支援(1日2時間70回、合計140時間)…夜の子どもの日本語教室、春休み・夏休みの子ども日本語クラス、高校進学ガイダンス等を実施している。

このように時間数からは手厚い日本語教育を実施している。問題は、これらの情報にアクセスし、現実的に教育センターに通える児童・生徒が限定されている点にある。これらの情報を入手出来ない、あるいは、関心の無い親の子どもたちは、不就学のまま放置されていることにもなる。

新宿区が把握している区内在住の外国籍児童・生徒総数は1,649人(2012年5月)である。その内の60%は韓国籍、約17%は中国籍、その他多数の国籍の子どもたちである。これらの内、区立小中学校に就学している外国籍児童・生徒数は476人である。つまり、1,173人は区立学校に就学していない。公立学校以外の主な進学先は(1)東京韓国学校(2)東京中華学校(3)東京国際フランス学園等である。

このような子どもたちへの支援は多大な共生コストを必要とするが、町会役員のAさんは、外国籍の子どもの教育支援は、未来への「投資」であり、子どもの現在よりも人生という長期的な視点にたつことの重要性を「多文化共生まちづくり会議」で提案した⁹⁾。多文化共生施策の矛盾点は、投資が目に見える子ども達に充てられ、目に見えない不就学児には充てられない傾向にあることである。

新宿区は、2011~12年までの1年間、調査会社に委託して「外国にルーツをもつ子どもたちの実態調査」を実施した。調査対象は、外国人登録世帯のうち、6歳から15歳の子どもがいる家庭(1,155世帯)および混合世帯(日本人と外国人が結婚した世帯など、一つの世帯に日本人と外国人が含まれる世帯)のうち、日本国籍の子どもを養育している世帯(322世帯)、合計1,477世帯を全数調査している。質問票は、日本語(ルビ付き)、韓国語、中国語、フランス語、英語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、タイ語の8か国語の翻訳版を同封して郵送し回収している。調査票は、保護者向けと子ども向けの2つの調査票で構成している。回答者数は396名(有効回収率:保護者票29%、子ども票29.1%)である。そのほかに新宿区立小学校(29校)・中学校(10校)及び養護学校(1校)の計40校の管理職・一般教職員に向けてのアンケート調査を行っている。また、保護者への1時間程度のインタビュー調査、関係団体へのインタビュー調査をあわせて行った。

その結果、明らかになったことは、家庭内言語は主に母国語が多いということである。韓国84%、中国81%、フランス100%、フィリピン50%、ミャンマー66.7%、タイ80%、ネパール50%、アメリカ25%となっている。家庭内で日本語または日本語と母国語の両方を使用している場合、児童・生徒が母国語を十分習得していない傾向がみられる。保護者の半数以上が、日本語で子どもの勉強をみることができない。

滞在年数が5年以上になると日本語の悩みよりも進学・就職の悩みが深刻になり滞在年数に

応じて悩みが変化する。子どもの教育に関する相談先は家族、同国の友人や学校の先生が殆どである。相談相手と知りあう場所は、国籍によって異なっている。例えば、ミャンマー（ビルマ）人は、在日カチン族コミュニティほか「家の近所」や「飲食店」⁽¹⁰⁾が多い。

フランス人は、ウェブサイトを通じて情報を共有し、在日仏家族の会、在日フランス人教会等が利用されている。アメリカ人家庭は東京アメリカンクラブなどが子どもの教育相談場所となっている。

この調査では、子どもの96.4%が就学していると答え、不就学・不登校の割合は2.3%で、文科省の全国的な集住都市の調査結果に比べると高い割合となっている。アンケートに回答した比較的関心の高い層での数値であり、新宿区全体の実態に即しているとは考えられない。在学しない子どもの理由は、日本語が分からない、授業についていけない、友だちができないとなっており、半数は理由について無回答である。日本語指導の取組が不足していると指摘する教職員は23%程度である。時間的な制約から集中して日本語が学べる環境が整っておらず教科学習をサポートする入り込み指導へのニーズが高い。また放課後や夜間に対する日本語サポート指導への期待も大きい。行政が実施する保護者向けの日本語サポート施策への認知度は低く、知っているが利用したことがない、知らなかったが殆どである。

今後の課題は、教科学習の強化の観点から各学校の実態に応じた日本語指導体制、日本語を習得していない保護者への十分なケアが必要とされている⁽¹¹⁾。

経済的に困窮する世帯では、日本語の課題だけでなく、入学準備ができないなど経済的課題がある。また無国籍児や難民申請者の子どもの実態などは把握できておらず、今後継続的に、きめ細かい対応策のための調査を行って欲しい。

筆者は不登校・不就学の実態を把握するためには、郵送ではなく、実際に夜間の街の巡回、教会や相談窓口、カウンセラーのインタビュー調査が欠かせないと思う。移住する親と子どもの悩みは、一人ひとり差異化され、アイデンティティの揺れや危機は、本人自身も表現しにくい悩みを抱えている。不就学の子どもはさらに隠れた存在になっていく。家族の個人化、離散、離婚や崩壊、保護者の教育方針の揺らぎ、そうした家族の内実と変容は、不可視的であり自治体は把握しにくい。10代の妊娠出産、不良化、精神疾患などリスクな状況におかれる。それがキャリア形成をますます難しくする。

自治体はどうしたらよいのか。筆者は、誰もが気楽に集える「安心の居場所」の創設（place-making）が、相互の気づきを与えうると考える。

そして「学校」は葛藤やいじめの場所ではなく、「安心の居場所」であることを伝えることが第1歩ではないだろうか。

4. 「安心の居場所」と自尊感情 (self-esteem)

不就学児童・生徒の日本語学習を支援する善元幸夫教諭(元公立小学校日本語国際学級教諭)によれば、周辺に50人近い不就学児童を把握している。地域のキリスト教関連の施設に通っているケースも多く、学年があがるにつれて対応が難しくなると語った。善元氏は、長年子どもの心をひらくために小学校の日本語国際学級での授業実践を重ねてきた。大久保小学校には、東京都から設置された日本語を母語としない子どもたちの教育のための「日本語学級」が2学級、2人の担当教員、そして新宿区からの加配としてさらに1学級、1人の担当教員、合計3学級、3人の担当教員が配置されていた。東京都の制度上は「日本語学級」だが、大久保小学校ではこれを「日本語国際学級」と名付けている。2010年2月に行われた日本語国際学級の授業、「私たちの地球と私のこと——『おこんじょうり』の読み聞かせを中心にすえて」を中心に多言語・多文化を背景に持つ子どもたちにとって「安心の居場所」の創出がいかに大切であるかを伺うことができた⁽¹²⁾。

外国にルーツを持つ子どもの教育支援をするNPO法人「みんなのおうち」も「安心の居場所」を創造してきた。夜間7時～9時までの時間帯で、それぞれの教科科目について、きめ細かい指導を展開している。指導に当たる民間ボランティアは、一人ひとりの子どもが抱えている問題は千差万別であり、個別指導が欠かせないという。また、一人の子どもの問題ではなく、移民家族の問題であり、ひいては地域社会全体の問題であることが指摘された。

主宰する小林普子氏は、日本語の語彙レベルが教科書や教師の板書についていけない実態は中学校で顕著であり、意味の分からない授業に出続けることによって自尊心を失ってしまう。日本語が話せることで本人の努力不足を指摘されることもある。疎外感から孤立し、授業と社会からドロップアウトしていく。高校進学から大学受験も、希望者はほぼ全員合格の時代と言われる時代に、中卒や高校退学のケースになることもないと指摘している。

さらに日本語が不自由な親子は、問題視されることを恐れ、意志や思想の言語を持たずに、社会から周辺化される。親は、不安定な就労形態と脆弱な経済基盤、不確定な滞在予定、教育システムの知識不足、日本語能力の不足、複雑な家庭事情が累積されている。不就学の実態を行政も学校も把握しきれていないことは、将来、学歴格差を広げることは明らかである。

小林代表は、教科学習についていけない児童・生徒に対して、もっと創造的な作業を通して能力を伸ばしていける方法を考えた。それが「アートプロジェクト」で、2009年に活動を開始した。合宿を実施、写生や写真撮影した景色を使用して本を創るなど、アート活動を通して子どもの心に安らぎを与えようと工夫している。

こうした「安心の居場所」の創造が、自尊感情を培い、交流の場を広げ、地域への気づきをもたらすと考える。筆者は、参与観察を通して、子どもたちの表情が和らぎ、自尊感情が形成されつつあることを感じてきた。

地域の医師、教師、大学生、商店、企業、主婦、高齢者などさまざまな立場にある人びとが「安心の居場所の創造」に興味をもって参画し、協働の場を創っていくことが、「多文化共生型まちづくり」に帰結すると考える。

5. 難民の子どもたち

90年代以降、ミャンマーから逃れた難民の数が増えている。難民認定を受けた場合、ミャンマーの子どもは事実上無国籍となっている場合が多く、勤勉であっても将来のキャリア形成が望めないという。そうした場合、親子は悩んだ末、別の第三国への移住を考え始める。国民健康保険に未加入の世帯や超過滞在の子どもたちの抱える不安は、地域の関心事にはなっていない。調査の対象からも外されていることが多い。

日本政府は、第三国定住を日本の支援策として導入し、2010年から3年間で合計90名を受け入れる予定であった。2010年9月28日、ミャンマーからタイに逃れた難民を日本で受け入れる「第三国定住」の第1陣がバンコクを出発し、成田に到着した。5家族27人が日本語や文化の研修を受ける。一行は少数民族カレンの人たちで、タイ北西部のメラ難民キャンプで暮らしてきた。7月下旬からキャンプで日本語教室を開いていた国際移住機関（IOM）の職員らの手助けを受けながら、出国前研修として初歩的な日本語や日本での生活を学び準備を進めてきた。定住先は新宿区に決まり、筆者は地域住民として説明を受ける機会を得た。地域では、カレン語を勉強する高齢者のグループが生まれていた。地域には難民を受け入れようとする人びとが多数いたのである。

このミャンマー難民5家族のうち、2家族12名については千葉県八街市において、3家族15名については三重県鈴鹿市において、農業に従事することとなった⁽¹³⁾。

一人の難民の子どもB君（カレン人）は、ミャンマーからタイの難民キャンプに避難していた。第三国定住難民家族として来日し、最初の6ヶ月間を新宿区で過ごした。移動後は、中学校での授業についていけず、試行錯誤の末、夜間中学で学んでいた。B君のライフストーリーを読んだ本学の学生は、励ましの手紙をB君に送った。以下は、一学生からビルマ難民Bさんへの手紙である。



【図2:都内の夜間学級の風景。筆者撮影(2012年7月6日)】

「こんにちは。授業でB君のお手紙を聞かせてもらいました。私は日本で生まれ、日本で育ちました。戦争を体験したことも、暮らしに不自由を感じたことも一度もありません。

正直、想像がつかないし、苦しみもわかりません。ですが、幼いながらもそんな困難に負けずに乗り越えられたB君なら、この先、日本で暮らしていったら何か大きな壁が立ちをはだかってもきっと乗り越えていけると私は思います。日本の学校が楽しいということを知って私は嬉しくなりました。神様は乗り越えられない試練は与えませんよ！これから日本語等の勉強頑張って下さい！B君には夢はありますか？もしあれば、その夢に向かって、精一杯頑張って下さい！今日この手紙を読み聞かせてもらって逆に元気というか勇気というか、力をもらいました。ありがとう。」

[2012年6月30日、大東文化大学環境創造学部3年生]

このように学生が、難民との文通を通して交流し、日本語学習を励ましている。そうした交流によって、相互に気づきがあり、生きる希望にもなっている。

筆者は、学生たちの手紙をB君に届けるために、都内の夜間中学校を訪問した。そこでは、B君だけでなく、難民やニューカマーの外国人が多数学んでいる姿を見た。午後4時から9時まで中学校での教科カリキュラムがびっしりと詰まっている。B君が最も楽しみにしているのが6時からの夕食の時間であるという。夜間中学がよりよい食生活に寄与している点も高く評価できる。



【図3:七夕にちなんだ星形の野菜。夜間中学校の給食は、一日の主食であり、活力でもある(2012年7月6日)】

1993年に公開された映画「学校」は、松崎運之助(みちのすけ)『青春 夜間中学界限』(教育史料出版会1985)が、モデルになったという。当時の夜間中学には在日コリアンや不就学だった中高年が登場する。映画「学校」を通して、夜間中学は一挙に知名度があがった。しかし、当時の夜間中学には、孤独に陥っているチェチェンやアフガニスタンから来た難民はいなかった。今やニューカマー外国人が大半を占めている現状をどのように考えるか、国民的議論の高まりが期待される。

6. 受け皿となる中学校夜間学級(夜間中学)⁽¹⁴⁾

日本には全国で35校の夜間中学があり、戦後から在日コリアン一世、中国帰国者をはじめとし、国籍に関わらず日本語教育と教科学習に取り組んできた。その結果、日本語指導はもとより多岐にわたる生活指導や相談に乗ることができる。精神的な安定と将来へのキャリア形成の道筋を本人が自主的に模索する時間と場所を提供してきた。日本人住人には、「日本語のでき

ない外国人に手厚くすれば、他地域から多くの不就学児童を呼び寄せる結果となり、地域にとって多くの問題を抱え込むことになる。コスト面でも計り知れないものがある。」と消極的な人もいる。「移民は、地域のお荷物」という認識は地域社会に根強くある。しかし、それを放置した場合、彼らが不良化するリスクは極めて高い。また、夜間中学への投資は精神的に安定し、より適応能力のある住民を増やしていくことで、重要な初期投資と考えることができよう。

夜間中学の入学条件は通常3つある。①一つは義務教育を終了していない、つまり中学を卒業していない人。外国の方ですと9年未満の学歴の人を指す。日本の学校教育法の施行規則では、9年の義務教育を終えていないと高校入学の資格がない。インドの義務教育は小学校5年、中学3年でトータル8年、フィリピンでは6年というように、国によって義務教育制度は違うために、インドやフィリピンで義務教育を終えていても日本の高校受験資格が得られない。そのような人も受入対象になる。②もう1つの条件は、「学齢」⁽¹⁵⁾を超えていること。つまり、年度の終わりで15歳以上であること、高校1年以上の年齢の者が対象となる。そして、③3つ目の条件が、都内在住・在勤であること。生徒の年代は幅広く、15歳から80代までが共に学んでいる。

では、夜間中学ではどのような母語を持った生徒が学んでいるのだろうか。

【表1:母語調査】

		日本語指導が必要な		引揚・帰国者						難民	在日韓国朝鮮	移民	新渡日	その他	人数	割合
		若年	青中高	本人	配偶者	二世	二世の配偶者	三世	三世の配偶者							
1	中国語	2	2	2	7	18	21	8	9	3			145		217	52.5%
2	フィリピン語	13	2										62		77	18.6%
3	韓国・朝鮮語			1							1		26	1	29	7.0%
4	ベトナム語										10		12		22	5.3%
5	ネパール語										1		19		20	4.8%
6	タイ語	2											17		19	4.6%
7	スペイン語												8		8	1.9%
8	ヒンディー語												4		4	1.0%
9	日本語	1									1		1		3	0.7%
10	ビルマ語・ミャンマー語										1		1		2	0.5%
11	パキスタン語	1											1		2	0.5%
12	モンゴル語				1								1		2	0.5%
13	英語	1													1	0.2%
14	ポルトガル語										1				1	0.2%
15	トルコ語												1		1	0.2%
16	ペルシア語												1		1	0.2%
17	マレーシア語												1		1	0.2%
18	インドネシア語												1		1	0.2%
19	リトアニア語												1		1	0.2%
20	パシュトゥー語												1		1	0.2%
合計		20	4	3	7	19	21	8	9	3	13	2	0	303	1413	100.0%

●中国語はもとより多様な言語への通訳配置や語学研修が求められている。

(出典：東京の中学校夜間学級に学ぶ外国人および帰国者等に関する調査(2011年10月1日))

表1は、東京の中学校夜間学級に学ぶ外国人および帰国者等に関する調査（2011年10月1日）であり、現在、移民や難民を中学校夜間学級が受け入れている実態を示している。20言語以上の母語が示されている。413名の内、新渡日が最も多く、303名を占めている。また、引揚帰国者の2世とその配偶者も多い。難民の数は13名である。それらの母語を照らし合わせると、いかに多様な外国人及び帰国者が中学校夜間学級で学んでいるかが分かる。

2006年に東京都夜間中学校研究会の調査によると、新渡日外国人が217人、移民が1人、在日韓国・朝鮮人4人、難民が19人、残留孤児関連の引揚者が144人、日本人の成人47人、そして、元不登校などの日本人の若年25人。これが457人の生徒の内訳になっている。生徒の国籍は22カ国で、圧倒的に多いのが中国籍である。新渡日のうち121人、引揚者では116人が中国籍で全体の52%。中学校夜間学級は、戦後直後には「臨時的・応急的」教育機関とみなされたが、現在は、義務教育制度枠内の「生涯にわたり必要とされる教育の保障」を行う公的教育機関となっている。こうした中学校夜間学級を現代教育史の影の存在と捉え、貧困生徒の救済学級であったと評価するのは、適当ではない。戦後以降、「教育の機会均等の保障をいかに実現するか」という本質的な課題に常に挑戦し続け、受け入れてきたのが、中学校夜間学級と言えよう。

グローバル化と共に変容する教育一般に内在する問題と学校教育制度に固有に存在する問題、すなわち、流動的で複合的な社会構造の問題を包摂しきれない現行の学校教育制度に対して、堂々と異議申し立てをしてきた中学校夜間学級の関係者の社会貢献に意義を見出すのである。

在日年数3年未満が全体の7割を占める。特に、在日年数1年以上2年未満の生徒が最も多い。在日年数10年以上のニューカマーの生徒には、日本での生活が定着した後改めて読み書きなどの必要に迫られて入学したケースが認められる。在留資格別にみると、難民が13名含まれている。年齢的には、10代の生徒が全体の約半数にあたる。特に男子生徒はその6割近く

【表2:夜間中学校に通学するまでの在日年数】

在日年数(2011年度): 東京都夜間中学校研究会 引揚者教育研究部・在日外国人教育専門部(調査日:2011.10.1)															
	日本語指導が必要な		引揚・帰国者						難民	在日韓国朝鮮	移民	新渡日	その他	人数	割合
	若年	青中高	本人	配偶者	二世	二世の配偶者	三世	三世の配偶者							
1年未満	6				1	2	2		2			81	1	95	23.0%
1年以上	6				2	2	3	3		4		80		100	24.2%
2年以上	3	1		1	3	3	2	6	1	3		50		73	17.7%
3年以上	2		1	1		1	1			4		25		35	8.5%
4年以上				1	1	3						13		18	4.4%
5年~10年未満	2	2			3	2				1		20		30	7.3%
10年以上	1	1	2	4	9	8				1	2	34		62	15.0%
不明														0	0.0%
合計	20	4	3	7	19	21	8	9	3	13	2	0	303	1413	100.0%

(出典:東京の中学校夜間学級に学ぶ外国人および帰国者等に関する調査(2011年10月1日))

が10代である。30代以降の男子生徒は少なくなっている。新宿区で夜間学級に通っている外国人は、全部で15名であり、その内訳は、「若年1 引揚・帰国者の三世1 新渡日13」である。新宿区には夜間中学が1校もなく、夜間中学希望者は、世田谷区立三宿中学校に通っている。その距離感は、通学してみなければ分からない。

関本保孝（2009）教諭は、次のように語る。

「全国に公立夜間中学校は8都府県に35校しかない。中学校の卒業資格の得られる通信制中学は全国に1校しかなく、しかも東京都に住んでいるか仕事をしている人でないと入学できない。さらに行政に代わり全国約20カ所で行われているボランティアによる自主夜間中学にも十分な行政の手が行き届いていない。そのため入学のため全国から転居しなければならない。遠距離通学を強いられ、多くの方は入学を断念している」。日本人中高齢者、元不登校・ひきこもりの若者、障がい者、中国帰国者とその家族、在日韓国・朝鮮人、仕事や国際結婚等で来日した外国人とその家族（新渡日外国人）など、様々な人々が、生活や資格、進路等のため、そして、人間として当たり前生きる権利として求めている義務教育の保障⁽¹⁶⁾を国等に求めている。

筆者は、2012年8月3日、衆議院第2議員会館の多目的会議室で開催された『義務教育等学習機会充実法案（仮称）』の成立に向けた超党派参加・国会院内の集いを傍聴した。公立夜間中学・自主夜間中学の生徒・卒業生が全国から自費で集い、それぞれの人生において読み書きができない苦しみを語ったのである。

学習権はまさに生存権であることを痛切に感じ、その悔しさを語る勇気と夜間中学への感謝の気持ちを共有することができた。



【図4:都内の夜間中学の光景 2012年7月6日 筆者撮影】

7. 歴史の練磨とオールドカマーの教育権

不就学・不登校の子どもの増加は、戦後、オールドカマーへの公正な教育と平等な就労機会

への配慮が行われてこなかったことと無縁ではない。

日本国憲法は、戦後、英文では、‘All people shall be obligated to have all boys and girls under their protection receive ordinary education as provided for by law.’ (Art.26) (The Constitution of Japan) 『模範六法』三省堂、掲載)であった。“all people…”となっているものを、当時の日本政府側は「あらゆる人びと」ではなく、「国民」と翻訳した(宮島 2012 b)。その後、文科省は、国民=日本国籍保有者と解釈し、日本国籍保有者以外の者の教育を別扱いにしてきた。オールドカマーへの基礎教育が充実していなかったのは、貧困やジェンダー格差が在日コリアンより指摘されたが、根底に「外国籍の子どもには基礎教育を受ける義務はない」との解釈が、何世代にも続き、現在のニューカマーへの不就学問題に繋がっていると捉えることもできる。夜間中学で、ひらがなや数字を学ぶ在日一世、在日二世の姿は、不平等の歴史を証明している。

教育、就職、居住、結婚、老後の暮らしなど、在日コリアン一世への差別的な対応は、世代間の負のサイクルとなっている。なぜ在日韓国・朝鮮人一世、二世の女性たちが、いま夜間中学で学んでいるのか。創氏改名、いじめによる不登校の結果は、高齢期を迎え、学習権を保障する憲法第26条だけでなく、憲法25条の生存権の実現を求めている。それを実証しているのが、夜間中学にいまようやく「青春を感じている」在日コリアン高齢者である。

憲法第25条【生存権、国の社会的使命】

1. すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2. 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

憲法第26条【教育を受ける権利、教育の義務】

1. すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
2. すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

基礎教育を受ける「権利」だけでなく「義務」でもあるとすることが、不就学を防ぐ一つの仕組みになるのか。夜間中学の増設と支援とともに公教育である昼間の中学の対応を改善していかなければならない。いずれにせよ“all people”は「あらゆる人びと」であることを自明とする教育理念の共有は、子どもに一方的に自己責任を負わせる構造をなくさせることができる。

日本国籍をもっていながら日本語に不自由な子ども達の心境や、オールドカマーの子どもは、日本語に不自由はないが、異なる民族性をルーツにもつことなども考慮しなければならない。教育の現場では、オールドカマーの子どもは見分けがつかない。佐久間 (2006 : 182) は、オールドカマーへの教育施策が戦後、一時的な例外的存在としてしかみなされなかった⁽¹⁷⁾。憲

法 26 条 2 項の「義務教育は、これを無償にする」としているが、外国人には適応しないとした。さらにオールドカマーの子弟の教育を怠ってきたことが、現在のニューカマーへの教育の貧困に通じると厳しく指摘している。

あらゆる子どもの教育権を議論するためには、「憲法」や「教育基本法」の概念を学ぶと共に、歴史的経緯を検討することが重要である。外国籍児童・生徒の不就学は、自己責任ではなく、そこに追い込んでいる日本社会の制度や「構造」に深く関わっているのである。

教育、就職、居住、結婚、老後の暮らしなど、在日コリアン一世への差別的な対応は、世代を超えて語り継がれている。戦後オールドカマーへの公正な教育と平等な就労機会への配慮は行われたのだろうか。オールドカマーへの基礎教育の充実を怠ったことが、ニューカマーへの教育の問題に繋がっている（佐久間 2006）との指摘は、夜間中学の現実からも明らかである。現在、東京都には 8 校の公立夜間中学校しかない。夜間中学では、通う人びとの学びの喜びがあり、指導に取り組む教員の善意の声がある。そこには中国帰国者、在日コリアン、難民の人びとが必死に学ぶ姿があった。

在日朝鮮人一世の女性たちの大半は、植民地時代に朝鮮半島で生まれ、渡日後、教育を受けられず、文字が読めなかった。金富子（2010）は、日本と違い、朝鮮には義務教育制が敷かれておらず、朝鮮人初等教育に重点を置き、民族・階級・ジェンダー相互の関係性について説いている。高齢期を迎えてひらがなと数字に取り組む高齢者の存在は、戦後の差別の歴史を浮き彫りにした。

本稿は、子どもの教育権に主眼を置いているが、成人にも特有の言語・文化・アイデンティティの問題があることを看過できない。徐阿貴（2012）は、夜間中学での教育実践と運動が、日本社会で不可視化されてきた問題を浮き彫りにし、下位の対抗的な公共圏を創出している姿を著した。年齢や引揚者や難民の区別なく公教育を保障する場として公立夜間中学の創設は大きな可能性を秘めている。夜間中学を核とした運動は、在日コリアンだけでなく、あらゆるマイノリティがみずからを中心とする公共圏を生み出し、よりより市民社会を創っていくことへの手掛かりを創出しているのである。また、学齢期に教育を受けることがなかったことが、その後の人生にどのような不利益を及ぼしたのか、筆者は夜間中学校が発行している作文集で痛切に感じる事ができた。

8. おわりに

本研究は、筆者のヒヤリング調査、大学でのアンケート調査、共同研究と新宿区の実態調査、外国人集住都市会議の調査報告、新聞などによる事例に基づいて考察した。今後、不就学・不登校の実態に関する本格的調査が実施されることが期待される。

本稿は、以下の 3 つの提言を導き出すことができた。

(1) 安心の居場所づくり (place-making)

一つは不就学・不登校の問題は、決して子どもだけの問題ではない。子どもを取り巻く家族や地域社会を視野に入れた支援策や移民政策が必要であり、「人生」における長期的視座が必要である。その結果、多文化家族に親身に寄り添い「安心の居場所」を創出し、交流から支援を可能とするシステムを導きだし、きめ細かい多文化共生施策を展開することにつながる事が重要である。

このような安心の居場所づくりを都市計画分野では、インターカルチュラル・プレイスメイキング (place-making) と呼んでいる。つまり年齢や文化的背景を異にする異質な他者が集い、安心して交流が進むような公共空間をつくることである。文化的多様性を尊重し、遊びや学びを中心として情報交換を促す公共空間 (広場、公園、図書館、公民館など) の創造が、不就学・不登校を減少させる施策を考える場となると考える。安心の居場所の管理と支援員の養成と確保が多文化共生型まちづくりの土台になる。

大学は、地域の課題に取り組む学生の主体性を伸ばす方向で、「安心の居場所」を提供することもできるし、地域に拠点をつくることもできる。そうした学生の実践を支援する教員をサポートするシステムが必要である。

国には、多文化家族を支援する法整備を要望したい。多文化家族の支援は、情報を共有し、自治体やNPOのサービスやあらゆる機会にアクセスを可能とし、不就学や不登校を防いでいく途を拓く。不可視的な状態に置かれて孤立する多文化家族の窮状を解明し、社会に構築された構造的な問題をも明白にする途を拓くのではないだろうか。次世代のキャリア形成にも繋がっている。

(2) あらゆる子どもの教育権と基礎教育の保障

2つ目には、ユネスコ学習権宣言 (1985年) にあるように、「学習権は人間の生存にとって不可欠な基本的人権にかかわる問題」であり、国籍や在留資格に拘わらず「あらゆる子どもの基礎教育」を保障すべきという認識を日本全体が深めることである。その認識は、日本社会全体が、不就学・不登校に陥らないように支援する地域の環境を創造することにつながる。そのためには、国家レベルで基礎教育の保障は、キャリア形成と密接な繋がりがあり、人間の生存にとって不可欠であることを宣言することである。公正な社会とは「機会の平等」と「アクセスの平等」 (equality of access) に配慮が必要であり、学歴格差は、社会を分断し、大きく二極化する要素となっている。

家族の内部に潜む差別意識や困窮の実態や学校内外のいじめが、多くの不登校・不就学の子どもを生み出している事実を検証した。とりわけ「外国籍児童生徒には、就学の義務がない」として看過する教育機関の姿勢は、ますます学歴格差を広げることになる。その結果、キャリア形成を困難にし、世代を通して貧富の格差を広げ、社会問題化していく過程が明らかとなっ

た。あらゆる子どもの教育権の保障を日本社会が強く認識する必要があることを示唆している。

(3) 公教育の在り方と「夜間中学」など多様な学校の支援

3つ目には、教師が独自の教育開発の場を創造し、それぞれの学校文化に相応しい教材開発やカリキュラムをつくっていきけるようなきめ細やかな取り組みが期待される。母語や母文化の学習支援も含め、編入する外国の多様な文化的背景をもった子どもの学力を、一元的な価値観では評価しきれない。日本語の習得なしには、メインストリームの教科科目の内容についていくことは難しいことや、学力の評価と教育のあり方をオープンに検討する対話の場が求められる。

公立夜間中学が日本語教育とキャリア教育だけでなく、「安心の居場所」として受け皿となっている。その意義を日本社会全体が認識することである。都内のある公立夜間中学で、難民の子弟や中国帰国者、高齢の在日コリアンらが必死に学ぶ姿は、年齢や国籍を問わない夜間中学が、単なる学びの場ではなく心の拠り所として重要な拠点となっている。夜間学級は全国に35校、都内に8校しかない。自主夜間中学の公立化など法制上の措置も必要である。併せて既存の学校（小学校、中学校、特別支援学校など）で義務教育未修了者の受入れ、通信制教育の拡充、個人教師の派遣などの推進が、行政施策に求められる。

以上、移民・難民の人生周期（ライフサイクル）の視座をもち、外国籍児童・生徒の実態に着目すると、不就学・不登校を防ぐ方法は多数浮かび上がってくる。自治体と民間ボランティア、大学や企業の協働も重要で、困難な問題を抱えている多文化家族の支援が必要なことが明らかである。

2012年7月には「外国人登録制度」が廃止され、新しい「住民基本台帳」の時代を迎えた。国際人権法と矛盾なく機能するように国内法の整備の必要性も認識されつつある。本稿のタイトルを「あらゆる子どもの教育権」としたのは、日本人の子どもの教育権の問題もある。また新しい住民基本台帳制度によって非正規滞在者や難民申請者の子どもを基礎教育から排除することのないように配慮しなければならない。

移民政策は、あらゆる子どもの教育権を基本とし、ファミリーライフサイクル（家族周期）を視座に入れ、移動する人びとの人生に寄り添い、キャリア形成支援の可能性を模索しながら、日本社会の統合を目指していくことが望まれるのである。

【謝意】 NPO 法人「みんなのおうち」の小林普子様と夜間中学校の関本保孝教諭には参与観察の機会をいただき、貴重なご意見をいただいたことを感謝申し上げます。

【注】

- (1) 初期適応指導教室「のぞみ教室」では、文部科学省「虹の架け橋事業」の委託を受け、子どもたちの学びの基盤づくりに重要な役割を果たした。
 - (2) 美濃加茂市には、2012年10月、総人口に占める割合が8.5%にあたる4,708人の外国人の住民が生活している。そのうち251名の外国人の児童生徒が公立小中学校に在籍する。これは、市内全児童生徒数の5.0%にあたり、外国人児童生徒の割合が10%を超える学校もある。こうした実態を受け、当市では、初期適応指導、取り出し指導、入り込み指導と指導体制を整え、外国人児童生徒が不適応を起こすことなく日本での学校生活を送り、確実に学力を高められるようにしている。
 - (3) 「のぞみ教室」では、2012度6月から7月にかけて受け入れ可能な人数を超えたため、最大10名の待機児童生徒を生み出している。
 - (4) 2012年12月19日新宿区多文化共生まちづくり会議「外国にルーツを持つ子どもの教育環境の向上」部会の資料による。
 - (5) 月刊『イオ』編集部(編) (2006) 『日本の中の外国人学校』明石書店
 - (6) 外国人学校はじめ「自動車教習所」「服飾学校」などは、「各種学校」にあたり、学校教育法での正規の学校とは認められていない。「一条校」は、日本の学校教育法1条に定める学校で、国公立、私立の小学校、中学校、高等学校、中華教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を指す。
 - (7) 《児童の権利に関する条約》第7条 子どもは、教育を受ける権利を有する。その教育は、少なくとも初等の段階においては、無償、かつ、義務的でなければならない。子どもは、その一般的な教養を高め、機会均等の原則に基づいて、その能力、判断力並びに道徳的及び社会的責任感を発達させ、社会の有用な一員となりうるような教育を与えられなければならない。
- 第28条① 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
- (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- (8) 学齢期は、日本では6歳から15歳までを指す。アジアの国々では、学齢期が異なる国もある。
 - (9) 2012年12月19日新宿区多文化共生まちづくり会議「外国にルーツを持つ子どもの教育環

境の向上」部会の会議の折。

- (10) 筆者の調査では、高田馬場駅周辺に 15 軒のビルマ料理店があるが、そこではミャンマーの子どもたちが来ていることもある。また新宿区内のキリスト教会にもビルマ人子弟の教育の相談を行っているところもある。
- (11) またトータルな生活支援の一環として住まいに関する情報提供が望まれている。家族構成に適した間取りや広さを有する民間賃貸住宅を難問とされている。保護者向けの施策や取組に関する認知度の向上が望まれている。
- (12) 多文化社会研究会 2011 年 2 月 26 日（大東文化大学法科大学院第 3 会議室）報告者：善元幸夫氏と藤田ラウンド幸世。
- (13) 2011 年 3 月 2 日、第三国定住プログラムの進捗状況として内閣官房のスタッフは戸塚地域で報告を行った。この経緯を話し、千葉県八街市と三重県鈴鹿市の家族は地域に溶け込み定住に成功した、と地域住民に報告した。
- (14) 中学校夜間学級の特色は、時代ごとに義務教育制度の不備を補完する存在ではなく、生徒の実情に合わせた教育内容、教育方法を創造する学級として独自性を持っている点にある。あらゆる人の学習権の保障の実現を政府に要求し、忘れ去られようとしていた義務教育未修了者の存在に光を当て続けてきた。
- (15) 日本の学校教育法で定める義務教育の学齢期は6歳から15歳である。
- (16) このような現状を踏まえ、校長を含む公立夜間中学校全教職員で構成する全国夜間中学校研究会は、「すべての人に義務教育を！21世紀プラン」（2008年12月）を採択し、具体的提案をしてきた。
 1. 「夜間中学校の広報」を行政施策として求める。
 2. 「公立夜間中学校の開設」を行政施策として求める。（1）全都道府県及び政令指定都市に最低1校以上の公立夜間中学校を開設すること（2）公立夜間中学校開設を求める自主夜間中学のある自治体に公立夜間中学校を開設すること。
 3. 「自主夜間中学等への援助」を行政施策として求める。
 4. 「既存の学校での義務教育未修了者の受け入れ・通信制教育の拡充・個人教師の派遣 等の推進」を行政施策として求める。（1）小学校、中学校、特別支援学校等で、広く義務教育未修了者を受け入れること（2）各都道府県での通信制教育の実施（3）全国各地の通学困難な義務教育未修了者のための個人教師派遣（4）その他、義務教育保障にとって必要なこと
- (17) 1952 年のサンフランシスコ平和条約により、在日朝鮮人は「日本国籍から離脱する者」に変わり、文部省は 1953 年 2 月から「朝鮮人の義務教育諸学校への就学について」をだし、「外国人を好意的に公立の義務教育学校に入学させ」ても「義務教育無償の原則は適応されない」とした。

【参考文献】

- Adler, P.S., (1975) ."The Transition Experience An Alternative View of Culture Shock", *Journal of Humanistic Psychology*, 15 (4), pp.13-23.
- Appadurai, Arjun (1996) *Modernity at Large Cultural Dimensions of Globalization*. Minnesota University of Minnesota Press.
- Schiller, N.G. (1992) "Transnationalism: A New Analytic Framework for Understanding Migration", *Annals of the New York Academy of Sciences*, vol. 645
- アパデュライ、アルジュン、門田健一（訳）（2004）『さまよえる近代—グローバル化の文化研究—』平凡社。Modernity at Large Cultural Dimensions of Globalization (Arjun Appadurai (1996) *Modernity at Large Cultural Dimensions of Globalization*. Minnesota University of Minnesota Press.)
- アドラー、アルフレッド、岸見一郎（訳）（2008）『教育困難な子どもたち』アルテ
- 尾形利雄・長田三男（1967）「夜間中学・定時制高校の研究」校倉書房。
- 外国人集住都市会議 東京2012『多文化共生社会を目指して』外国人集住都市会議
- 川村千鶴子（編）（2008）『「移民国家日本」と多文化共生論—多文化都市・新宿の深層—』明石書店
- 川村千鶴子・近藤敦・中本博皓（編）（2009）『移民政策へのアプローチ』明石書店
- 川村千鶴子（編）（2012）『3・11 後の多文化家族—未来を拓く人びと』明石書店
- 吉川 徹（2009）『学歴分断社会』ちくま新書
- 金富子（2011）『継続する植民地主義とジェンダー』世織書房
- 月刊『イオ』編集部（編）（2006）『日本の中の外国人学校』明石書店
- 佐久間孝正（2006）『外国人の子どもの不就学—異文化に開かれた教育』勁草書房
- 斎藤純一（2000）『公共性』岩波書店
- 斎藤純一（編）（2003）『親密圏のポリティクス』京都ナカニシヤ出版
- 徐阿貴（2012）『在日朝鮮人女性による「下位の対抗的な公共圏」の形成—大阪の夜間中学を核とした運動—Creating a Subaltern Counterpublic : Korean Women in Japan and Their Struggle for Night School』御茶の水書房
- 添田祥史（2008）『「義務教育未修了者の学習権保障」概念の再考』『九州教育学会研究紀要』第36巻。
- 関本保孝（2009）「夜間中学校の現状と課題」
- 田中勝文（1978）「夜間中学問題を通して学校を考える」『教育学研究』第45巻、第2号。
- テイラー、チャールズ・佐々木毅・辻康夫・向井恭一（訳）（1996）『マルチカルチュラルイズム』岩波書店 (Charles Taylor, K. Anthony Appia, Jurgen Habermas, Steven C. Rockefeller, Michael Walzer, and Susan Wolf, *Multiculturalism Examining the Politics of Recognition*, Princeton University Press, 1994.)
- ホックシールド, A.R. 石川准・室伏亜希（訳）（2000）『管理される心—感情が商品になるとき—』京都世界思想社 Hochschild, Arlie, 1983, *The Managed Heart, Commercialization of Human Feeling*, University of California Press.

包聯群（ボウレンチュン）(2012)「日本の言語計画」『中国言語戦略』上海訳文出版社

松崎運之助（1979）『夜間中学：その歴史と現在』白石書房。

文部省（編）（1990）『学制百二十年史』ぎょうせい。

宮島 喬（2012a）「外国人の教育を受ける権利と就学義務」宮島喬・吉村真子（編）『移民・マイノリティと変容する世界』法政大学出版局

宮島 喬・杉原名穂子・本田量久（編）(2012b)『公正な社会とは』人文書院

山脇啓造・横浜市立いちょう小学校（編）（2005）『多文化共生の学校づくり ー横浜市立いちょう小学校の挑戦ー』明石書店

渡戸一郎・井沢泰樹（編）（2010）『多民族化社会・日本ー<多文化共生>の社会的リアリティを問い直す』明石書店

資料：朝日新聞（2012）7月11日朝刊「日本の中学 やっと入れた。いま子供たちは。No.328.日本をいきる。新宿編①」

資料：新宿区多文化共生推進課作成の資料